

藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正について  
藤沢市建築基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市建築基準等に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市建築基準等に関する条例（平成30年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第2号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同条第3項中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改める。

第35条第3項中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第49条第1項第2号中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第52条第3項第2号中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に、「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第54条第1項第1号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同条第2項中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改める。

第59条第2号中「第112条第18項第1号又は第2号」を「第112条第19項第1号又は第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。